

お知らせ

令和元年 11 月

当社発注工事における社会保険等未加入対策の推進について

令和元年 11 月 1 日以降の当社発注請負工事について、神戸市及び大阪市の社会保険等未加入対策の推進について協力する観点から、当社発注の請負工事の受注者となった場合は、下請負人(二次以下の下請負人を含む)は社会保険等の法令で適用が除外されている保険を除き、事業主として社会保険等に適法に加入している者を選定されるようお願いします。